

裁判官の任命手続の見直し 検討のたたき台（案）その 2

第 1 最高裁判所に設置する機関について

1 設置

2 所掌事務等

- (1) 最高裁一般規則制定諮問委員会（第 3 回）において、審議の対象とすべき裁判官の範囲について、委員長から、「委員会の審議の対象とすべき裁判官の範囲で特に問題となるのは、高等裁判所長官、簡易裁判所判事、短期間裁判官の身分を離れていた者が復帰する場合の 3 つである。」（最高裁判所一般規則制定諮問委員会資料・資料 20 - p 2 参照）との問題提起があり、簡易裁判所判事について、意見交換の後、委員長が、「簡易裁判所判事選考委員会では、現実には指名を前提とした審議が行われており、実質は委員会と同じものではないか、つまり屋上屋を重ねることになるのではないかという意見がある。それと同時に、最近の実情を聞くと、簡易裁判所判事選考委員会については、実質的な審議ができるよう改革が行われているということである。今後、簡易裁判所判事選考委員会の委員構成や選考の在り方を新しく立ち上げられる委員会に近づける方向で更に改革するということのほか、簡易裁判所判事の職務の特質をも考え併せると、判事と判事補の任命についての実質的審議を確保するためには、簡易裁判所判事を審議対象から外してもいいのではないか。そういうことで意見を集約することでどうか。」と発言し、委員は異議なく了解している（最高裁判所一般規則制定諮問委員会資料・資料 20 - p 5 参照）が、どうか。

3 所掌事務に関連する事項

- (1) 最高裁一般規則制定諮問委員会（第 3 回）において、最高裁の委員会に対する説明責任の果たし方として、委員長が、「最高裁が委員会へすべての結果を通知すること、委員会と最高裁の結論が異なるときは理由も付して通知をすることについては、異論はないということで取りまとめ、委員会を開いて最高裁から説明を求めるかどうかは、その委員会が決める運用上の問題であって、当委員会で決める必要はないということによいか。」と発言し、委員は異議なく了解している（最高裁判所一般規則制定諮問委員会資料・資料 20 - p 7 参照）が、どうか。

(2) 最高裁一般規則制定諮問委員会（第3回）において、委員会の任官希望者に対する説明責任の果たし方として、委員長が、「ここでの取りまとめとしては、本人から求めがない場合は委員会から本人に通知をする必要はないことまででとどめる、本人から委員会に説明を求められた場合の対応は、委員会の裁量で対処していけばよい問題であるとしておくことでよいか。」と発言し、委員は異議なく了解している（最高裁判所一般規則制定諮問委員会資料・資料 20 - p 8 参照）が、どうか。

4 委員会の組織、構成

(1) 最高裁一般規則制定諮問委員会（第3回）において、委員会の構成について、委員長が、「委員数は10人前後、その内訳は、少なくとも、裁判官、検察官及び弁護士の法曹関係者と学識経験者とすることを取りまとめたい。更に意見があれば、要綱案を基に次回に議論していただきたい。」と発言し、委員は異議なく了解している（最高裁判所一般規則制定諮問委員会資料・資料 20 - p 12 参照）が、どうか。

(2) 最高裁一般規則制定諮問委員会（第3回）において、委員の選任方法について、委員長が、「選任のために別の委員会を設けても、また、その委員会の委員の選任が問題となりうる。また、弁護士会や検察庁が的確な人を推薦できるかについては疑問もある。今日のところは、委員の選任方法について、最高裁が任命すべきであるということを取りまとめさせていただきたい。ただし、運用の問題として、できるだけ多方面から意見を聴取して適切な選任が行われるよう配慮しなければならないという意見が述べられたことを明確にしておきたい。」と発言し、委員は異議なく了解している（最高裁判所一般規則制定諮問委員会資料・資料 20 - p 13 参照）が、どうか。

5 委員会の運営方法、権限等

(1) 最高裁一般規則制定諮問委員会（第3回）において、委員会の権限について、委員長が、「委員会に対して、任官希望者の面接、関係者からの意見聴取、関係機関への資料提供、意見照会等の必要な協力を依頼する権限を付与すること自体には異論がないので、そのように取りまとめたい。」と発言し、委員は異議なく了解している（最高裁判所一般規則制定諮問委員会資料・資料 20 - p 10 参照）が、どうか。

第2 下部組織の設置について

1 設置

2 下部組織の機能、所掌事務

- (1) 最高裁一般規則制定諮問委員会(第3回)において、下部組織の権能等について、委員長が、「下部組織が任官希望者に対する資料収集、情報提供を行うことについては異論がないと思う。ところで、中央の委員会に推薦機能を持たせるべきではないし、任官希望者は最高裁に直接申し込むべきということで既に取りまとめたところであるが、そうすると、下部組織に推薦機能を持たせることはあり得ないと思われるので、そのように取りまとめた。また、下部組織は単なる事務局ではなく、委員会形式とするということによいか。さらに、下部組織が必要に応じて中央の委員会に対して参考となる意見を述べることができるということによいか。」と発言し、委員は異議なく了解している(最高裁判所一般規則制定諮問委員会資料・資料20 - p 13 参照)が、どうか。

3 下部組織の組織、運営方法、権限等

- (1) 最高裁一般規則制定諮問委員会(第3回)において、下部組織の設置単位について、委員長が「下部組織の設置単位は、各高裁管内を1つのブロックとし、そのブロックごととすることによいか。」と発言し、委員は異議なく了解している(最高裁判所一般規則制定諮問委員会資料・資料20 - p 13 参照)が、どうか。
- (2) 最高裁一般規則制定諮問委員会(第3回)において、下部組織の人数、権限、運営方法等について、委員長が、「今日のところは、下部組織は情報の収集を行うこと、意見を中央の委員会に述べることができること、外部の機関に情報の提供を求めることができることについて取りまとめをしておきたい。それ以上の権限についてどうするのかについては、要綱案を見た上で意見をいただきたい。また、委員数は5人前後ということを取りまとめをしておきたい。委員の任命については、最高裁で行うこととし、委員の構成については、法曹三者及び学識経験者を委員とすることを要綱案に盛り込み、他の機関の人を入れるのかどうかについては、後ほど意見をいただくということにしたい。委員の選任方法については、委員会と同じような形で、最高裁が選任するということにしたい。任期、再任、常勤・非常勤、委員長、定足数等については、技術的なことなので、準備会でたたき台を作って次回に議論することとしたい。それでよろしいか。」と発言し、委員は異議なく了解している(最高裁判所一般規則制定諮問委員会資料・資料20 - p 16 参照)が、どうか。

第3 上記の機関に関するその他の事項について

(参考)

【司法制度改革審議会意見】

第5 裁判官制度の改革

2. 裁判官の任命手続の見直し

最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるため、最高裁判所に、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置すべきである。

同機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき、実質的に適任者の選考に関する判断を行いうるよう、例えば、下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきである。

現行制度において、下級裁判所の裁判官については、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命することとされているが（憲法第80条第1項及び裁判所法第40条第1項。再任の場合を含む。）最高裁判所による指名過程は必ずしも透明ではなく、そこに国民の意思は及びえないこととなっている。こうした現状を見直し、国民の裁判官に対する信頼感を高める観点から、最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるため、最高裁判所に、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置すべきである。制度の整備に当たっては、次の諸点に留意すべきである。

- ・ 最高裁判所から同機関への諮問の方法は種々考えられるところであるが、同機関が適任者の選考に関する実質的な判断を行いうるよう十分な配慮がなされるべきである。
- ・ 裁判官の指名を受けようとする者に、同機関による選考の過程へのアクセスの機会を十分に保障するため、選考の基準、手続、スケジュールなどを明示することを含め、その過程の透明性を確保するための仕組みを整備するものとする。また、裁判官への任官希望者のすべてが、同機関の判断を経た上で、指名されるか否かを最高裁判所によって最終的に決定されるものとするべきである。
- ・ この機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき実質的に適任者の選考に関する判断を行うことが可能となるよう、例えば、この機関に対して任官希望者に係る人事情報の収集、提供等を行う下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきである。なお、後記3.の「裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）」に掲げた仕組みによる選考対象裁判官に係る評価については、同機関による選考のための判断資料としても活用されるものとする。
- ・ 設置の趣旨に照らし、同機関を公正で権威のある機関とするため、委員の構成及び選任方法については、中立性・公正性が確保されるよう十分な工夫を凝らすものとする。

る。

- ・ 同機関による選考に関しては、個々の裁判の内容を審査の対象とはしないなど、裁判官の独立を侵すおそれのないよう十分に配慮されなければならない。
- ・ 司法権の独立の保持の観点から最高裁判所に裁判官としての適任者を指名させるものとした憲法の趣旨にかんがみ、同機関による選考の結果に係る意見が同裁判所を法的に拘束するものとはなしえないが、説明責任を果たすという観点から、同裁判所は、同機関による選考の結果、適任とされた者を指名しない場合にその者から請求を受けたときは、指名しない理由を本人に対して開示するものとする。また、同機関による選考の結果、適任とされなかった者に対して説明責任を果たすための適切な措置についても検討する必要がある。

【司法制度改革推進計画】

第5 裁判官制度の改革

2 裁判官の任命手続の見直し

最高裁に、その諮問を受け、下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置するとともに、その機関が十分かつ正確な資料・情報に基づき適任者の選考に関する判断を行い得るように適切な仕組みを整備することについて、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部)